

外構部の木質化対策支援事業（外構実証型事業）第2次公募及び実施要領

R3 全木協連発第 52 号

第1（趣旨）

外構部の木質化対策支援事業のうち外構実証型事業（以下「外構実証型事業」といいます。）に係る公募及び採択された外構実証型事業の実施については、この要領に定めるところによるものとします。

第2（公募対象助成事業）

外構実証型事業が採択され、外構部の木質化の実証を行う事業者（以下「外構実証型事業者」といいます。）は、外構部の木質化の実証の取組として、別添1「外構実証型事業の内容について」に定める事項を実施するものとします。

第3（交付の目的）

この助成金は、これまで木材利用が低位であった施設等の外構部の木質化により、木製外構の認知度の向上や木製外構に関連する知識の普及並びに情報の収集等の取組を支援することにより、木材の新たな需要を創出することを目的とします。

第4（外構実証型事業者の申請の要件）

外構実証型事業に申請できる者は、外構実証型事業の対象施設を施工する工務店、建築・建設業者等であって、以下のすべての要件を満たす者としてします。

ア 資格（造園技能士、建築大工技能士、建築士1級又は2級、建築士木造、建築施工管理技士1級又は2級、登録基幹技能者）を持っている者、若しくは建設業法に基づく、「土木工事業」、「建設工事業」、「大工工事業」及び「造園工事業」に係る許可を有する者であること

イ 外構実証型事業の目的を理解し、外構部の木質化を積極的に推進する意思を有する者であること

ウ 「別添1」に定める外構実証型事業の内容を理解し、これを行う意思及び具体的計画を有し、かつ事業を的確に実施できる能力を有する者であること

エ 外構実証型事業に係る経理及びその他の事務について、適切な管理体制及び処理能力を有する者であること

オ 公正取引委員会から、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）に基づく排除措置命令又は課徴金納付命令を受けた者でないこと

カ 自ら又は実質的に経営権を有する者が、暴力団、暴力団員、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋、社会運動等標榜ゴロ、特殊知能暴力集団、若しくはこれらに準ずる

者又はその構成員、又は過去5年以内にこれらに該当したことがある者（以下、これらを総称して「反社会的勢力」といいます。）ではないこと

キ インターネットに接続されたパソコン、タブレット等によりホームページの閲覧及び申請に必要な書類のアップロード等を行うことができる環境を有する者であること

第5（対象となる施設）

外構実証型事業の対象とする施設（以下「実証対象施設」といいます。）は建物の外部にある次の要件をすべて満たす施設とします。

(1) 塀

ア 延長1mあたり0.04㎡以上の木材を使用して整備する塀であって、当該塀全体で0.4㎡以上の木材を用いるもの

イ 第10により、全国木材協同組合連合会（以下「全木協連」といいます。）が外構実証型事業として採択する旨の通知をした日付以前に施工着手していないもの

ウ 本事業以外の国からの助成を受けていないもの

エ 反社会的勢力が整備し、又は所有するものでないもの

オ 申請者の所有する物件の外構施設でないもの

(2) デッキ

ア 0.4㎡以上の木材を用いて整備するデッキであって、基礎を施工するなどして、屋外に固定され、容易に持ち運びができないもの

イ 第10により、全木協連が外構実証型事業として採択する旨の通知をした日付以前に施工着手していないもの

ウ 本事業以外の国からの助成を受けていないもの

エ 反社会的勢力が整備し、又は所有するものでないもの

オ 申請者の所有する物件の外構施設でないもの

第6（使用する木材）

外構実証型事業において使用する木材は、次の要件をすべて満たす木材とします。

ア 「合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律」（以下「クリーンウッド法」といいます。）に基づき合法性が確認された合法伐採木材

イ 利用部位に応じて、別紙に定める耐久性を有する木材

ウ 再利用する木材ではないこと

第7（助成対象経費）

外構実証型事業において助成対象となる経費は、実証対象施設となる外構部の木質化の実証に必要な経費（ただし、解体撤去に係る経費、実証対象施設の設計に係る経費及び

消費税額を除く。)とし、以下の区分に応じて助成するものとします。

なお、助成金額については、万円未満を切り捨てるものとします。

(1) 塀

- ① 全ての木材をクリーンウッド法に基づく登録木材関連事業者（以下、「登録事業者」といいます。）から調達する場合、又は登録事業者が塀を施工する場合は、事業申請時に申告する塀の予定延長 1mあたり 20,000 円を乗じた額、交付申請時に申告する実際に整備した塀の延長 1mあたり 20,000 円を乗じた額、及び塀の整備費のうち、最も低い金額を助成するものとします。

ただし、一施設あたりの助成金の上限額は 6,000,000 円とします。

- ② 第 7(1)の①以外の場合は、事業申請時に申告する塀の予定延長 1mあたり 10,000 円を乗じた額、交付申請時に申告する実際に整備した塀の延長 1mあたり 10,000 円を乗じた額、及び塀の整備費のうち、最も低い金額を助成するものとします。

ただし、一施設あたりの助成金の上限額は 3,000,000 円とします。

(2) デッキ

- ① 全ての木材を登録事業者から調達する場合、又は登録事業者がデッキを施工する場合は、事業申請時に申告するデッキの木材使用予定量に 1 m²あたり 300,000 円を乗じた額、交付申請時に申告する実際に整備したデッキの木材使用量に 1 m²あたり 300,000 円を乗じた額、及びデッキの整備費のうち、最も低い金額を助成するものとします。

ただし、一施設あたりの助成金の上限額は 6,000,000 円とします。

- ② 第 7(2)の①以外の場合は、事業申請時に申告するデッキの木材使用予定量に 1 m²あたり 150,000 円を乗じた額、交付申請時に申告する実際に整備したデッキの木材使用量に 1 m²あたり 150,000 円を乗じた額、及びデッキの整備費のうち、最も低い金額を助成するものとします。

ただし、一施設あたりの助成金の上限額は 3,000,000 円とします。

第 8（外構実証型事業の申請等）

外構実証型事業を実施しようとする者は、全木協連が運用するホームページ上の「外構部の木質化対策支援事業 (<https://www.kinohei.jp/>)」にアクセスし、以下の手順により事業の申請を行うこととします。

(1) 事前申込

外構実証型事業を実施しようとする者は、第 8 に記載するホームページの電子申請システム「事前申込」で表示される様式 1－(1)のシートに必要な事項を入力することにより、申請を行うものとします。

必要事項の入力が完了したときは、画面上で申請を行った旨が表示されます。

全木協連は、事前申込の審査を行い、電子申請システムで入力されたメールアドレス（以下「登録アドレス」といいます）あてにメールにより事業者内定の可否を通知するものとします。

(2) 外構実証型事業の事業申請

上記第8(1)で事業者内定を受けた者であって外構実証型事業を実施しようとする者は、事前に以下の事業申請に必要な添付資料(①から⑦)及び第8に記載するホームページの電子申請システム「事業申請」で表示される添付資料(⑧から⑪)の電子データを全木協連が指定する電子申請システムにアップロードを行った上で、第8に記載するホームページの電子申請システム「事業申請」で表示される電子申請の画面の項目(様式1ー(2))を入力することにより事業申請を行うこととします。

なお、事前申請は1次公募及び2次公募を通して1事業者1件限り行うことができるものとします。

(事業申請に必要な添付資料)

- ① 登記簿又は外構実証型事業における建設業等に係る届出
- ② 資格又は建設業許可証明書
- ③ 誓約書（実証事業者、施主の押印のあるもの）
- ④ 申請する施設の配置図（施設の規模・概要等が判読でき、記載の文字、数字、図面の詳細が明瞭に確認できるもの）
- ⑤ 申請する施設の平面図（同上）
- ⑥ 申請する施設の立面図（同上）
- ⑦ 申請する施設の断面図（同上）
- ⑧ 申請する施設の木材使用量が確認できる木材利用計算書等
- ⑨ 申請する施設の整備内容が確認できる見積明細書（木材費及び木材加工費、その他資材費並びに 諸経費（解体費、設計費を除く。）の記載があるもの）
- ⑩ 助成金振込銀行口座情報
- ⑪ その他、全木協連が必要とする資料

必要事項の入力が完了したときは、画面上で申請を行った旨が表示されます。

第9（外構実証型事業の事前申込及び事業申請受付期間）

(1) 外構実証型事業の事前申込期間

令和3年7月26日（月）13時から令和3年8月6日（金）17時までとします。

ただし、事前申込の受付状況等の事情により期日前に締め切る場合があります。

(2) 外構実証型事業の事業申請受付期間

令和3年8月2日（月）13時から令和3年8月20日（金）17時までとします。

- (3) 申請書の作成及び事業の内容等に関する問い合わせ先
事務局 全国木材協同組合連合会内 外構実証事業事務局
〒107-0052 東京都港区赤坂 2-12-13 UHA 味覚糖赤坂ビル 3F
TEL 03-6550-8540 FAX 03-6550-8541 email info@kinohei.jp
- (4) 外構実証型事業の事業申請にあたっての注意事項
ア 申請した内容の変更または取り消しはできません。
イ 虚偽の申請をした場合は、無効とします。
ウ 申請要件を有しない者が行った申請は無効とします。
エ 申請に必要な資料の作成、通信料等事業申請に係る費用は申請者の負担とします。
オ 申請のあった内容は、外構実証型事業者の了解を得ることなく当該事業以外に使用することはありません。

第10（外構実証型事業の採択について）

(1) 審査方法

全木協連は、申請された内容について、この要領への適合性等について審査を行い、外構実証型事業の採択の可否を決定します。

(2) 審査結果の通知

全木協連は、採択の可否の決定後速やかに、審査結果を外構実証型事業に申請を行った者の登録アドレスに外構実証型事業審査結果通知書（様式2号）によりメールで通知します。

第11（外構実証型事業の実施及び注意点）

- (1) 外構実証型事業者は、外構実証型事業審査結果通知書（様式2号）に記載された日付後、当該要領に基づき速やかに外構実証型事業を実施することとします。
- (2) 外構実証型事業審査結果通知書（様式2号）に記載された日付以前に施工着手した外構実証型事業は、助成対象外とします。

第12（採択された外構実証型事業の申請の内容変更、中止及び取下げ）

- (1) 外構実証型事業者は、第10で採択された外構実証型事業の内容の変更（助成見込み額の大幅な変更を含む。）が見込まれる場合は、事前に内容の変更の理由及び変更する内容等（施設の規模、構造、整備内容、木材使用量、見積額（木材費及び木材加工費、

その他資材費並びに諸経費（解体費を除く。))等変更内容がわかる資料を添付することとします。)を記載した変更承認申請書(様式5-(1))を全木協連に電子申請システムで提出し、その指示を受けなければなりません。

- (2) 全木協連は、変更承認申請書の内容を審査した上で、審査した結果を外構実証型事業変更審査 結果通知書(様式5-(2))により、外構実証型事業者の登録アドレスにメールで通知することとします。
- (3) 外構実証型事業者は、外構実証型事業の中止及び取下げが見込まれる場合は、事前に外構実証型事業取下げ申請書(様式3号)を全木協連に電子申請システムで提出し、その指示を受けなければなりません。
- (4) 全木協連は、外構実証型事業取下げ申請書の内容を審査した上で、外構実証型事業取下げ承認書(様式4号)を、外構実証型事業者の登録アドレスにメールで通知することとします。

第13 (進捗状況の報告)

全木協連は、必要に応じ、外構実証型事業者に対し、外構実証型事業の進捗状況に関する報告を個別に求めることができるものとし、外構実証型事業者は求めに応じ報告するものとし、

第14 (外構実証型事業の実施に係る報告書の提出)

外構実証型事業者は、事業完了後、第8に記載するホームページにある電子申請システム「交付申請」のページより外構実証型事業で得られた外構部の木質化に関する情報等の報告(様式7号)を行うものとし、

第15 (交付申請書の提出)

- (1) 外構実証型事業者は、実証対象施設の整備完了後から令和3年11月19日(金)17時までに以下の交付申請に必要な添付資料(①から⑪)の電子データを全木協連が指定する電子申請システムにアップロードした上で、第8に記載するホームページの電子申請システム「交付申請」に表示される様式6号に必要な事項を入力することにより交付申請を行うこととします。

(交付申請に必要な添付資料)

- ① 申請する施設の配置図(施設の規模・概要等が判読でき、記載の文字、数字、図面の詳細が明瞭に確認できるもの)

- ② 申請する施設の平面図（同上）
- ③ 申請する施設の立面図（同上）
- ④ 申請する施設の断面図（同上）
- ⑤ 申請する施設の木材使用量が確認できる木材利用計算書等
- ⑥ 記録写真（着手前、材料荷受時、施工中、完成後）
- ⑦ 申請する施設の整備内容が確認できる領収書又は請求書（木材費及び木材加工費、その他資材費並びに諸経費（解体費・設計費を除く。）の記載があるもの）
- ⑧ 木材の耐久性を証明する資料
- ⑨ クリーンウッド法に基づき合法性が確認された木材であることを示す資料
- ⑩ 事業申請時と交付申請時の施設設計に変更がある場合、その相違点分かる資料
- ⑪ その他、全木協連が必要とする資料

- (2) 外構実証型事業者は、交付申請書を提出するに当たり、消費税額を除外した金額で申請しなければなりません。

第16（外構実証型事業の対象施設の検査）

全木協連及び地域木材団体（別添2）は、必要に応じ、外構実証型事業の対象施設の現地検査（帳簿及び書類の検査を含む）を行うことができるものとし、外構実証型事業者はこれに協力するものとします。

第17（助成金の額の確定等）

全木協連は、交付申請書等の書類の審査を行い、その申請が外構実証型事業の内容及びこれに付した条件に適合すると認めたときは、交付すべき助成金の額を確定し、外構実証型事業助成金交付決定通知書（様式8号）により、その結果を外構実証型事業者の登録アドレスにメールで通知するものとします。

第18（助成金の支払い）

外構実証型事業者は、助成金の支払いを受けようとするときは、外構実証型事業助成金交付決定通知書の写しを添付して外構実証型事業助成金交付請求書（様式9号）を全木協連が指定する期日までに全木協連に郵送で提出しなければなりません。

第19（採択及び交付決定等の取消し）

- (1) 全木協連は、外構実証型事業者がアからオまでのいずれかに該当するときは、外構実証型事業者に対して、採択または助成金交付の全部若しくは一部を取り消すことができるほか、交付した助成金の全部若しくは一部の返還を命ずることができるものとします。
 - ア 第8（2）の申請内容が、第15に定める交付申請書（様式6号）の内容と著しく

異なる場合(事前に全木協連に協議があった場合を除く)

- イ 外構実証型事業者が助成金交付の決定内容及びその他法令に違反した場合
- ウ 外構実証型事業者が、外構実証型事業に関して不正又は虚偽の報告等を行った場合
- エ 外構実証型事業者が、外構実証型事業に関して不正行為を行った者、関与した者又は責任を負う者として認定された場合
- オ 外構実証型事業者が、検査に協力しなかった場合

(2) 外構実証型事業者は、第19(1)による返還命令を受けたときは、交付された助成金の全部又は一部を速やかに全木協連に返還しなければなりません。

(3) 第19(2)の助成金の返還期限は、当該命令のなされた日から20日以内とし、期限内に納付がない場合は、未納に係る金額に対して、その未納に係る期間に応じて年利10.95パーセントの割合で計算した延滞金を徴するものとします。

第20 (書類の保管等)

外構実証型事業者は、外構実証型事業に要した収入及び支出に関する証拠書類並びに外構実証型事業に使用した木材について、クリーンウッド法に基づく合法性の確認に用いた証拠書類を整理し、これらの帳簿及び書類を助成金の交付を受けた年度終了後5年間保存しておかなければなりません。

第21 (報告)

外構実証型事業者は、対象事業終了の翌年度から5年間は、当事業による事業成果として、実証により整備した外構施設の状況を把握し、全木協連の求めがあった時には報告するものとします。

第22 (その他)

全木協連及び林野庁は、報告のあった成果を無償で活用できるほか、個人情報保護に配慮した上で公表できるものとします。

全木協連では、助成金交付事務の電子化を進めており、作業の進行状況によって事前に通知することなくこの要領を改訂する場合があります。

(附則)

この通知は、令和3年7月14日から施行するものとします。

別添 1

外構実証型事業の内容について

1 外構実証型事業の趣旨

我が国の森林資源は本格的な利用期を迎えており、国内の豊富な森林資源を循環利用することが重要である。今後、人口減に伴う住宅着工戸数の減少が見込まれる中で木材需要の拡大を図るには、木材利用の意義について理解を得つつ、これまで木材利用が低位であった分野を中心に需要を開拓することが必要である。

このため、高い展示効果が期待される非住宅及び住宅について、

- ① 工務店、施主等における木製外構の認知度の向上、
- ② 工務店、施主等に対する防腐処理等の木材に係る正しい知識の普及等に取り組むとともに、工務店等から関連する情報を収集することとする。

2 外構実証型事業の概要

- ・外構実証型事業(塀及びデッキ)

外構実証型事業においては、これまであまり木材利用が進んでいなかった外構部において、木材の使用が(一定の配慮・工夫等を行うことにより)可能であることを示すため、外構実証型事業者は、木製外構施設を施工した上で、全国木材協同組合連合会(以下「全木協連」という。)に対し、以下の内容を報告するものとする。

- ① 木製外構を施工するきっかけについて
- ② 木製外構に使用した木材等について
- ③ 施主とのコミュニケーションについて
- ④ 木製外構の普及の可能性について
- ⑤ 森林資源の循環利用に向けた取組について

3 その他

全木協連は、事業終了後も外構部への木材利用が普及するよう、外構実証型事業者が報告した内容その他情報を基に木質化のコスト、効果、事例の分析等を実施することを目的とし、外構実証型事業者は令和9年3月末までの間、これに協力するものとする。

別紙

外構実証型事業に使用する耐久性を有する木材について

外構部の木質化対策支援事業（外構実証型事業）第 1 次公募及び実施要領第 6 のイの利用部位に応じて定める耐久性を有する木材は以下のとおりとします。

1 耐久性の処理区分について

区分 1 JAS 規格の性能区分 K4、K4 相当の注入処理したもの又は AQ1 種認証材

区分 2 ① JAS 規格の性能区分 K3、K3 相当の注入処理したもの若しくは AQ2 種認証材、

② 公益社団法人日本木材保存協会認定の保存剤処理木材及び非保存剤処理木材のうち、無垢のひき板及び角材、合板、単板積層材及び集成材のいずれかであるもの

区分 3 ③ 木材保護塗料 (WP: JASS18 M-307 適合品) あるいは表面処理薬剤を規定 ((公社) 日本木材保存協会認定の木材防腐・防蟻剤 (表面処理用) 若しくは (公社) 日本しろあり対策協会認定の予防駆除剤) に従い塗布処理した木材

④ AQ 認証された屋外製品部材

2 必要とする耐久性の処理について

(1) 地際又は基礎に接する部位若しくは交換が難しく外構施設の強度を支える重要な部位に必要とする耐久性の処理区分は区分 1 とします。

(2) 大引き、根太、又は支柱等非接地で使用する場合で、強度保持上重要な部位に使用する木材に必要とする耐久性の処理区分は区分 1 または区分 2 とします。

(3) 目隠し等の板材のように非接地で使用され交換が容易かつ強度負荷の少ない部位に使用する木材に必要とする耐久性の処理区分は区分 1、区分 2、区分 3 とします。

3 耐久性処理の証明方法について

上記に示す製材 JAS 規格の性能区分 K4、K4 相当又は K3、K3 相当、AQ1 種認証材又は 2 種認証材については「納品書」を活用して、また、必要に応じて証明書や認定書を用いて耐久性を有する木材であることを確認します。



木に変える。みんなも変わる！

Love Kinohei

外構部の木質化支援事業 (外構実証型事業)

事前申込(様式1-(1))

利用者の情報を入力し、「入力完了(次へ)」ボタンを押してください。

*は必須項目です

申請手順の説明書は右のリンクからダウンロードできます。

[ダウンロード](#)

1.会社情報

1-1.会社名 *

1-2.代表者名 *

1-3.郵便番号 *

 -

1-4.会社住所(都道府県) *

— 選択してください —



1-5.会社住所 *

1-6.支店名

1-7.電話 *

 - -

1-8.FAX

 - -

1-9.資格

または建設業許可証明 *

- | | | |
|--|-------------------------------------|-------------------------------------|
| ☐ 造園技能士・建築大工技能士 | ☐ 建築士1級 | ☐ 建築士2級 |
| ☐ 建築士木造 | ☐ 建築施工管理技士1級 | ☐ 建築施工管理技士2級 |
| ☐ 登録基幹技能者 | ☐ 建設業許可証明 | |

1-10. 外構部の木質化施工経験 ※ —— 選択してください —— ▼

2. 申請者情報

2-1. メールアドレス ※

endo.atsushi@fujixerox.co.jp

2-2. メールアドレス (確認) ※

2-3. パスワード ※

※パスワードは、半角英字、半角数字、半角記号（!~_@!~#~\$~%~&）を組み合わせ、8桁以上で設定してください。

2-4. パスワード (確認) ※

2-5. 事業担当者名 ※

3. 事前申込情報

3-1. 住宅区分 ※

—— 選択してください —— ▼

3-2. 施設区分 ※

—— 選択してください —— ▼

3-3. 施工する地域区分 ※

—— 選択してください —— ▼

[各地域区分と都道府県の対応表はこちら](#)

3-4. 木材使用量(m3) ※

m3

3-5. 延長【瞬】 (m)

m

3-6. 申請予定額 ※

円

※ガイドライン12Pを参照の上でご記入ください

3-7.工事開始予定年月 *

令和3年 — 選択してください —



※ 募集及び実施要領を満たす月を選択してください

以下「外構実証事業者の申請の要件」について内容に同意頂き、以下の「同意します」にチェックして事業登録を行ってください。

外構実証事業者の申請の要件

(外構部の木質化対策支援事業(外構実証型事業)公募及び実施要領 第4)

外構実証型事業に申請できる者(以下「外構実証事業申請者」といいます。)は、外構実証型事業の対象施設を施工する工務店、建築・建設業者等であって、以下のすべての要件を満たす者となります。

ア) 外構実証型事業の目的を理解し、外構部の木質化を積極的に推進する意思を有する者であること

☐ 同意します

確認画面に進み、入力完了を行った後の情報の訂正はできません。

一次募集では2件目以降の事前申込は無効となりますのでご注意ください。

確認画面へ



令和 年 月 日

外構実証型事業申請書

全国木材協同組合連合会
会長 松原 正和 殿

会社名
代表者名

印

下記のとおり、別添資料を付し、外構実証型事業に申請します。

利用者番号

1 利用者情報 外構部の木質化支援事業電子申請システムの入力情報のとおり

2 申請者情報

事業担当者名	
メールアドレス	

3 施設情報

4 施主とのコミュニケーション

5 補助金と所有の確認

6 工事期間について

7 使用する木材について

8 施設整備費について

9 申請の要件など

10 クリーンウッド法の登録事業者情報

外構部の木質化支援事業電子申請
システムの入力情報のとおり

11 添付書類

(IMAGE WORKS へアップロードし、右端チェック欄に☑を入れてください。)

(1)	登記簿又は外構実証型事業における建設業等に係る届出	☐
(2)	資格又は建設業許可証明書	☐
(3)	誓約書(実証事業者、申請する施設の施主の記名押印があるもの)	☐
(4)	申請する施設の配置図(施設の規模・概要等が判読でき、記載の文字、数字、図面の詳細が明瞭に確認できるもの)	☐
(5)	申請する施設の平面図(同上)	☐
(6)	申請する施設の立面図(同上)	☐
(7)	申請する施設の断面図(同上)	☐
(8)	申請する施設の木材使用量が確認できる木材利用計算書等	☐
(9)	申請する施設の整備内容が確認できる見積明細書(木材費、木材加工費、その他資材費、諸経費(解体費、設計費を除く)の記載があるもの)	☐
(10)	助成金振込銀行口座情報	☐

全国木材協同組合連合会
会長 松原 正和 殿

誓約書

(1) 実証対象施設に用いた木材の耐久性及び当該施設の耐久性・耐候性を高めるための具体の対策について、(甲)から(乙)に対して説明を行い、(乙)はその内容について理解しました。

(2) 実証対象施設のメンテナンス計画(維持管理のために必要な具体的な対策とその時期、コスト等)について、(甲)から(乙)に対して説明を行いました。

(3) 今回申請する実証対象施設(塀等)の整備には、国の他の補助金等を使用していません。

※ 地方公共団体が実施する補助事業には、国の他の補助金を財源としているものもありますので、補助金を使用する場合は、補助事業の実施主体に必ずご確認ください。

※ 既存のブロック塀等の除却に国の他の補助金を使用し、その後の木塀の新設において実証事業を行う場合、経費を明確に区分するため、除却と新設の契約を分ける必要がありますのでご注意ください。

※ 状況の変化があった場合、速やかに全国木材協同組合連合会までご連絡ください。

(4) (甲)は外構実証型事業の終了後5年間は実証により整備した外構施設の状況を把握すること並びに(甲)は全国木材協同組合連合会が行う分析等に令和9年3月末までの間協力することについて、(甲)から(乙)に対して説明を行い、(乙)はこれに協力します。

上記の内容及び外構部の木質化支援事業の一切の内容について了解した上で外構実証型事業に申請します。

また、上記の内容に反することとなった場合には助成金を返還いたします。

令和 年 月 日

(甲)実 証 事 業 者: _____ (印)

(乙)実証対象施設施主: _____ (印)
(電話番号: _____)

記載日：令和 年 月 日

銀行口座情報 入力シート

1) 申請者情報

利用者番号	u
申請事業者名	
代表者氏名	
問い合わせ担当者	
担当者電話番号	

2) 助成金振込口座情報

金融機関 CD	支店 CD	口座種別 普通:1 当座:2	口座番号	口座名義	銀行名	支店名	口座名義 (半角カナ)

*通帳の裏表紙など上記情報が確認できるページのコピーを添付してください。

様式2号（外構部の木質化対策支援事業（外構実証型事業）公募及び実施要領
第10関係）

令和 年 月 日

外構実証型事業審査結果通知書

会社名
代表者名

全国木材協同組合連合会
会長 松原 正和

御社が申請した外構実証型事業については採択されました（不採択となりました）
ので通知します。

なお、外構実証型事業の実施に当たっては、外構部の木質化対策支援事業（外構
実証型事業）公募及び実施要領に基づき実施願います。

記

利用者番号

（助成上限額（注）

万円）**施行注：採択の場合のみ記載**

注1：助成上限額は、事業申請の内容で算出された金額であり、施設の整備完了後
に支払われる助成金の額を示すものではありません。

注2：整備完了後に提出する交付申請において、この金額を超えて交付申請を行うこ
とはできません。

注3：耐久性を有する木材の使用方法が変更となる場合、木材使用量が最低木材使
用量を下回る可能性がある場合、設置する場所が変更となる場合、助成見込み
額の大幅（申請額の2割以上）な変更が見込まれる場合は、事前に全木協連に
協議してください。

施行注：採択の場合のみ記載

以上

様式3号（外構部の木質化対策支援事業（外構実証型事業）助成金公募及び実
施要領 第12関係）

令和 年 月 日

外構実証型事業取下げ申請書

全国木材協同組合連合会
会長 松原 正和 殿

会社名
代表者名 印

採択された外構実証型事業について、以下の理由により、取下げを申請しま
す。

利用者番号	
実証対象施設名	
取下げ理由	

様式4号(外構部の木質化対策支援事業(外構実証型事業)公募及び実施要領 第1
2関係)

令和 年 月 日

外構実証型事業取下げ承認書

会社名
代表者名

全国木材協同組合連合会
会長 松原 正和

御社より申請のあった外構実証型事業の取下げについて承認しましたので通知
します。

利用者番号	
実証対象施設名	

令和 年 月 日

外構実証型事業変更承認申請書

全国木材協同組合連合会
会長 松原 正和 殿

会社名

代表者名

印

採択された外構実証型事業について、事業の内容を変更したいので承認申請します。

利用者番号	
実証対象施設名	
変更内容	
変更の規模	
変更理由等	

○変更の詳細は、別添のとおり

(施設の規模、構造、整備内容、木材使用量、見積額(木材費及び木材加工費、その他資材費並びに諸経費(解体費、設計費を除く。))の変更の内容がわかる資料を添付すること。)

令和 年 月 日

外構実証型事業変更審査結果(承認・不承認)通知書

会社名
代表者名

全国木材協同組合連合会
会長 松原 正和

御社より申請のあった外構実証型事業の内容の変更について、承認しました(不承認となりました)ので通知します。

利用者番号	
実証対象施設名	

令和 年 月 日

外構実証型事業助成金交付申請書

全国木材協同組合連合会

会長 松原 正和 殿

会 社 名

代表者名

印

下記のとおり外構実証型事業に係る助成金の交付を申請します。

(1) 利用者番号

利用者番号	
-------	--

当該実証事業対象施設に係る外構実証型事業審査結果通知書に記載されている利用者番号を記載してください。

(2) 交付申請にあたっての確認事項

交付申請にあたり、以下の事項を確認しました(確認した項目の□に☑を入れる。)

- ☐ 当社(外構実証事業者)は、外構部の木質化対策支援事業(外構実証型事業)助成金公募及び実施要領第4の才、力に該当しません。
- ☐ 当社(外構実証事業者)は、事業申請(電子申請分を含む。)、交付申請、事業の実行その他外構実証型事業の実施にあたって、虚偽や不実行等の一切の違反行為を行っていません。

(3) 実証事業対象施設に係る情報

以下の①から⑤の資料を添付して申請してください。

- ① 別紙1 実証事業対象施設情報シート(塀の場合は別紙1-(1)、デッキの場合は別紙1-(2)を使用してください。)
- ② 別紙2 付属資料一覧(一覧に掲げる資料一式を揃えて添付してください。)
- ③ 別紙3 クリーンウッド法の登録事業者情報(クリーンウッド法に基づく登録木材関連事業者(「登録事業者」という。)から木材を調達する場合、又は登録事業者が実証対象施設を施工する場合に添付してください。)
- ④ 別紙4 記録写真(写真撮影の手引に基づき撮影した写真を添付してください。)
- ⑤ 様式第7号外構実証型事業の実施に係る報告書

実証事業対象施設情報シート(塀)

利用者番号

以下の各項目に記入し、選択及びチェック項目の口欄に☐を入れて提出してください。

住宅区分*1		
施設区分*1		
施設名称		
施設所在地		
施主		
工事期間	令和 年 月 から 年 月 まで	
使用木材の樹種	☐ 国産材 (樹種:) ☐ 外国産材(樹種:)	
使用する木材の合法性の確認方法*2	☐ クリーンウッド法に基づく合法伐採木材であることを確認した旨を示す書類	
木材の耐久性確保のための措置*3	地際若しくは基礎に接する部分	☐ K4、K4 相当 ☐ AQ1 ☐ 非木材
	構造上重要部分	☐ K3、K3 相当 ☐ K4、K4 相当 ☐ AQ2 ☐ AQ1 ☐ 非木材
	その他の部分	☐ 木材保護塗料又は表面処理剤 ☐ K3、K3 相当 ☐ K4、K4 相当 ☐ AQ2 ☐ AQ1 ☐ その他(内容:)
塀の延長 (L)	m (小数点以下4位切り捨て)	
木材使用量 (V) (別添の木材利用量計算書に内訳を記載すること)	m ³ (小数点以下5位切り捨て)	(助成要件の確認) ≥0.4m ³ ☐
延長あたり木材使用量 (V/L)	m ³ /m (小数点以下5位切り捨て)	(助成要件の確認) ≥0.04 m ³ /m ☐
申請区分による助成単価(C) *4	☐ ①標準 1万円/m ☐ ②登録事業者が供給または施工 2万円/m	
助成単価による事業費(C×L)	万円A (万円未満切り捨て)	

実証事業対象施設情報シート(デッキ)

利用者番号

住宅区分*1			
施設区分*1			
施設名称			
施設所在地			
施主			
工事期間	令和 年 月 から 年 月 日 まで		
使用木材の樹種	☐ 国産材 (樹種:) ☐ 外国産材 (樹種:)		
使用する木材の合法性の確認方法*2	☐ クリーンウッド法に基づく合法伐採木材であることを確認した旨を示す書類		
木材の耐久性確保のための措置*3	地際若しくは基礎に接する部分	☐ K4、K4 相当 ☐ AQ1 ☐ 非木材	
	構造上重要部分	☐ K3、K3 相当 ☐ K4、K4 相当 ☐ AQ2 ☐ AQ1 ☐ 非木材	
	その他の部分	☐ 木材保護塗料又は表面処理剤 ☐ K3、K3 相当 ☐ K4、K4 相当 ☐ AQ2 ☐ AQ1 ☐ その他(内容:)	
木材使用量 (V) (別添の木材利用量計算書に内訳を記載すること)	m^3 (小数点以下5位切り捨て)	(要件の確認) $\geq 0.4 \text{ m}^3$ ☐	
申請区分による助成単価(C) *4	☐ ①標準 15万円/ m^3 ☐ ②登録事業者が供給または施工 30万円/ m^3		
助成単価による事業費(C×V)	万円A (万円未満切り捨て)		
実際の整備費 (整備費の内訳が確認できる請求書、納品書等の明細書を添付して提出すること)	B (消費税抜き) 【整備費の内訳 (単位:円)】 総事業費円 (消費税抜き) うち木材費円 うち木材加工費円 うちその他資材費円 うち諸経費円 ☐ 諸経費に解体費、設計費は含めていません。		

交付申請額	万円 (万円未満切り捨て)	A、B及び事業申請時に申告した 金額を比較し、一番低い方の金額 とします*5
-------	------------------	--

*1: 電子申請システム「事業申請」の2施設情報 2-1、2-2 で選択した内容を記載してください。

*2: 使用する木材の合法性の証明方法の詳細については、以下のサイトをご参照ください。

林野庁クリーンウッド法の概要 <http://www.rinya.maff.go.jp/j/riyou/goho/summary/summary.html>

*3: 地際若しくは基礎に接する部分については、公募要領第6に規定する耐久性を有する木材としなければなりません。

*4: 申請区分の種類と内容は以下のとおり。

<① 標準> クリーンウッド法に基づき合法性が確認された合法伐採木材を使用して施工する場合

<② 登録事業者 供給または施工> クリーンウッド法に基づく登録木材関連事業者(以下「登録事業者」という。)が合法伐採木材を供給する場合、若しくは登録事業者が施工する場合

*5: 助成金の上限額は、クリーンウッド法に基づく登録事業者から木材を調達する場合又は登録事業者が当該施設を施工する場合は600万円、それ以外の場合は300万円が上限になります。

付属資料（必須）

添付する資料を確認し、確認したものに☑を入れてください。

- ☐ 申請する施設の配置図（施設の規模、概要等が判読でき、記載の文字、数字、図面の詳細が明瞭に確認できるもの）
- ☐ 申請する施設の平面図（同上）
- ☐ 申請する施設の立面図（同上）
- ☐ 申請する施設の断面図（同上）
- ☐ 申請する施設の木材使用量が判断できる木材利用量計算書等
- ☐ 記録写真（着手前、材料荷受時、施工中、完成後）
- ☐ 申請する施設の整備内容が確認できる領収書又は請求書（木材費及び木材加工費、その他資材並びに諸経費（解体費、設計費を除く。）の内訳が判別できるもの）
- ☐ 木材の耐久性を証明する資料
- ☐ クリーンウッド法に基づき合法性が確認された木材であることを示す書類
- ☐ 事業申請時と交付申請時の施設設計に変更がある場合、その相違点が分かる資料
- ☐ その他、全木協連が必要とする資料

実証対象施設に用いる木材の供給、当該施設の施工に関わる登録事業者

※ 申請区分のうち、「②登録事業者 供給または施工」を希望する場合は、申請時点での見通しを必ず記載してください(申請区分が「①標準」の場合は、本紙は提出不要です)。

i 木材供給事業者

業種	事業者名	クリーンウッド法に 基づく事業者 登録の番号	備考
原木市場			
輸入事業者			
製材工場			
木材加工工場			
製品市場			
販売・流通事業者			
建設業者・工務店			

ii 施工事業者

業種	事業者名	クリーンウッド法に 基づく事業者 登録の番号	備考
建設業者・工務店			

※ 「②登録事業者 供給または施工」を希望する場合は、上記 i または ii に掲載する業種の中で、実証対象施設に使用する合法伐採木材の供給または当該施設の施工に関わる事業者のうち登録事業者に該当する事業者について記載ください。

※ 実証対象施設に使用する木材の供給に関わらない業種については、斜線を入れるなどして該当がない旨を明らかにしてください。

※ 業種毎に欄が不足する場合は、適宜行を追加してください。

(注) クリーンウッド法:「合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律の手引き(平成 28 年法律第 48 号)」

(参考) 林野庁ホームページ「クリーンウッド法の概要」

<http://www.rinya.maff.go.jp/j/riyou/goho/summary/summary.html>

記録写真

写真撮影の手引

1. 写真の撮影では、必ず黒板をいれて撮影して下さい。

配置図を別途用意して、撮影位置(①等、丸文字を記載)・撮影方向(→等、矢印を記載)を記載する。事業 No. ・物件名を各図に追記してください。

① 施工前の写真

- ・可能な限り測量・縄張時に撮影すること。(塀、デッキ共通)

② 材料荷受検収時の写真

- ・部材ごとにスケールを当て撮影すること。(塀、デッキ共通)
- ・トラックにて搬入の場合は、トラックごとに撮影すること。(塀、デッキ共通)

③ 施工中の写真

- ・基礎施工時を撮影すること。(塀、デッキ共通)
- ・木材保護塗装の材料および塗装作業を撮影すること。(塀、デッキ共通)
- ・塀の場合：支柱、土台、板の各設置時のところを撮影すること。
- ・デッキの場合：束、大引き、板の各設置時のところを撮影すること。

④ 完成写真

- ・木塀の場合：すべての面について、スケールを当て高さ、長さが確認できる写真及び各面の全景を撮影すること。
- ・デッキの場合：すべての断面及び平面からスケールを当て幅・長さが確認できる写真及び全景を撮影すること。

※ 提出された写真は、施工事例として全木協連等にて紹介させて頂くことがありますので予めご了承ください。

2.写真に収める黒板の記載例

①施工前写真

工事名	〇〇邸外構工事
工 種	縄張
施工前写真	
令和〇年〇月〇日	
施工者	〇〇〇〇

②材料荷受検収写真

工事名	〇〇邸外構工事
工 種	検品
土台	ヒノキ〇×〇K4
柱	スギ〇×〇K3
横板	スギ〇×〇
令和〇年〇月〇日	
施工者	〇〇〇〇

③施工写真(塗装時)

工事名	〇〇邸外構工事
工 種	塗装
横板	木材保護塗装塗り
塗料缶(例:キシラデコール)	
令和〇年〇月〇日	
施工者	〇〇〇〇

④完成写真

工事名	〇〇邸外構工事
工 種	木塀
完成写真	
〇方行	高さ=1.2m 長さ=18.5m
令和〇年〇月〇日	
施工者	〇〇〇〇

外構部の木質化の実証で得られた情報等に関する報告書

この報告書は、実証事業者の皆様から、実際に木製外構施設を整備した際に直面した課題や、その解決に向けて行った取り組みの事例を収集することを目的としたものです。本事業では、皆様からのご報告を基に、木製外構施設の普及に向けた課題を整理し、これを行政機関、施工事業者、木材供給事業者等で共有することにより、木製外構の普及を図り、新たな木材需要の創出につなげていく考えです。実証事業者の皆様におかれましては、是非、率直なご回答をよろしくお願い致します。

本報告書の作成にあたっては、以下の点に留意してください。

1. 本報告書は、実証事業に採択された実証対象施設について報告してください。
2. 事務局は、提出された報告書の内容について追加的な確認や資料提出を求める場合があります。
3. 報告書の内容が不十分である場合には、交付申請に必要な報告書とはみなされず交付申請が受け付けられない場合があります。

○ この報告書の対象となる実証対象施設名：

利用者番号： u x x x x

○ 上記の実証対象施設について以下のいずれかに☒チェックを入れてください。

☐住宅

☐非住宅（その建築物の用途： ）

(例：幼稚園)

以下の設問について、該当する選択肢を選択する、または記述することにより報告書を作成してください。

1. 基本情報

① 貴社の主要な事業形態を教えてください。

1. 建設会社
2. 建設業の許可票を持つ木材供給事業者（製材事業者等）
3. 外構工事を専門に行う事業者
4. 造園業者
5. その他（ ）

② 2019（令和元）年度において、貴社は「外構部の木質化対策支援事業の外構実証型事業」に申請しましたか。

1. 申請した ☐ 2. 申請していない ☐

③ 2020（令和2）年度において、貴社は「外構部の木質化対策支援事業の外構実証型事業」に申請しましたか。

1. 申請した 2. 申請していない

④ 本報告書の実証対象施設は以下のいずれに該当しますか。

1. 建築物の新設に合わせて新たに施工したもの
2. 既存建築物のリフォームに合わせて新たに施工したもの（注：既存の木製外構の撤去は無し）
3. 既存建築物のリフォームに合わせて既存の木製外構を撤去して新たに施工したもの
4. 既存建築物において新たに施工したもの（注：リフォームは伴わず、既存の木製外構の撤去も無し）
5. 既存建築物において既存の木製外構を撤去して新たに施工したもの（注：リフォームは伴わず）

- ⑤ 本報告書の実証対象施設の設計、材料調達、施工に要した日数（営業日）、人工数を記載してください。該当しない場合は「－」と記載してください。

設計に要した日数	営業日
木材 ^(注1) の発注から納品までの日数	営業日
耐久性を有する処理木材 ^(注2) の発注から納品までの日数	営業日
保存処理薬剤の注入処理の外注から納品までの日数	営業日
現場施工に要した日数	営業日
現場施工に要した1営業日当たりの平均人工数	人工／営業日

注1：ここでいう「木材」とは注2で定義する「耐久性を有する処理木材」以外の木材を指します。つまり薬剤等の注入処理が行われていない木材で、かつ本事業の「実施要領」第6条アで定める合法伐採木材をいいます。この語は本ページ以降でも登場しますが、これと同様の定義とします。

注2：ここでいう「耐久性を有する処理木材」とは、本事業の「実施要領」第6条イの「別紙」に示された「外構実証型事業に使用する耐久性を有する木材について」で定める木材のうち、以下のものを指します。この語は本ページ以降でも登場しますが、これと同様の定義とします。

ア. JAS規格の性能区分K4相当の注入処理をしたもの又はAQ1種認証材

イ. JAS規格の性能区分K3相当の注入処理をしたもの又はAQ2種認証材

ウ. (公社)日本木材保存協会認定の保存剤処理木材および非保存剤処理木材のうち、①無垢のひき板および角材、②合板、単板積層材および集成材のいずれかであるもの

- ⑥ 2016～2020（平成28～令和2）年度の過去5年間において、貴社が取り扱った「塀」と「デッキ」の累計施工数を材料別に記載してください。実績が無い場合は「－」と記載してください。

<2016～2020（平成28～令和2）年度での「塀」の材料別の累計施工数>

木製^(注3)で木材保護塗料や表面処理薬剤を塗布した木材を使用したもの^(注4)
 _____件（うち非住宅：_____件）
 木製^(注3)で主に耐久性を有する処理木材を使用したもの^(注5)
 _____件（うち非住宅：_____件）
 アルミや鉄などの金属製：_____件（うち非住宅：_____件）
 コンクリートブロック製その他：_____件（うち非住宅：_____件）

<2016～2020（平成28～令和2）年度での「デッキ」の材料別の累計施工数>

木製^(注3)で木材保護塗料や表面処理薬剤を塗布した木材を使用したもの^(注4)
 _____件（うち非住宅：_____件）
 木製^(注3)で耐久性を有する処理木材を使用したもの^(注5)
 _____件（うち非住宅：_____件）
 アルミや鉄などの金属製：_____件（うち非住宅：_____件）
 コンクリートブロック製その他：_____件（うち非住宅：_____件）

注3：ここでいう「木製」とは、外構施設の主要な部分に木製の板や角材を使用したものをいい、アルミ製または鋼製の支柱に木製の目隠し板や床板等を施工したものも含まれます。この語は本ページ以降でも登場しますが、これと同様の定義とします。

注4：ここでいう「木材保護塗料や表面処理薬剤を塗布した木材を使用したもの」とは、耐久性を有する処理木材を使用せずに、木材保護塗料や表面処理薬剤を塗布した木材のみで構成されるものをいいます。この語は本ページ以降でも登場しますが、これと同様の定義とします。

注5：ここでいう「耐久性を有する処理木材を使用したもの」とは、耐久性を有する処理木材のみで構成したもの、耐久性を有する処理木材に木材保護塗料や表面処理薬剤を塗布したもの、耐久性を有する処理木材と木材とを組み合わせで構成したものをいいます。後者について、例えば、地際又は基礎に接する支柱に耐久性を有する処理木材を使用し、目隠し板等に木材保護塗料や表面処理薬剤を塗布した木材を使用した場合なども含まれます。この語は本ページ以降でも登場しますが、これと同様の定義とします。

⑦ 本報告書の実証対象施設は以下のいずれにあたりますか。

1. 自社が初めて木製で施工したもの
2. 自社が木製で施工したうちの2件目以降のもの
3. その他（ ）

2. 木製外構を供給する動機について

⑧ 2020（令和2）年度以前に木製外構の供給（販売、施工）を行っていましたか。

1. 耐久性を有する処理木材を使用したものを取り扱って積極的に行っていた → ⑨へ
2. 木材保護塗料や表面処理薬剤を塗布した木材を使用したものを取り扱って積極的に行っていた → ⑨へ
3. かつては耐久性を有する処理木材を使用したものを取り扱って積極的に行っていたが次第に行わなくなり、他資材由来の外構を主に供給するようになった → ⑩および⑫へ
4. かつては木材保護塗料や表面処理薬剤を塗布した木材を使用したものを取り扱って積極的に行っていたが次第に行わなくなり、他資材由来の外構を主に供給するようになった → ⑩および⑫へ
5. これまで全く行ったことがない → ⑪および⑫へ

⑨ 上記⑧で” 1” または” 2” を選択した理由は何ですか。(複数回答可)

1. もともと木製外構は自社の主要な商材のひとつであったため
2. 施主から木製外構の要望が多いため
3. 木製外構では他資材由来の外構と比較して設計の自由度が高いため
4. 木製外構では他資材由来の外構と比較してコストが割安になるため
5. 他社との差別化のため
6. 住宅等の建設の際に余った木材の端材を活用できるため
7. 木製外構施工後の維持管理も請け負うことで将来的な利益につながるため
8. その他 ()

⑩ 上記⑧で” 3” または” 4” を選択した理由は何ですか。(複数回答可)

1. 施主から木製外構の要望が少ないため
2. 施主が木製外構の維持管理を嫌がったため
3. かつて耐久性を有する処理木材を調達する際の納期が守られず信頼を損ねたため
4. かつて保存処理薬剤の注入処理を外注する際の納期が守られず信頼を損ねたため
5. 木製外構では他資材由来の外構と比較して設計が煩雑なため
6. 木製外構では他資材由来の外構と比較して施工が煩雑なため
7. 木製外構では他資材由来の外構と比較して施工が長期化するため
8. 木製外構では他資材由来の外構と比較してコストが割高になるため
9. 木製外構の維持管理に関する情報をあまり持っていないため
10. 防火・防災に関する条例や行政指導で木製外構が規制を受ける可能性があるため
(当該案件が所在する市町村名：_____)
11. 特段の理由はない
12. その他 ()

⑪ 上記⑧で” 5” を選択した理由は何ですか。(複数回答可)

1. 施主から木製外構の要望が無いため
2. 耐久性を有する処理木材の調達ルートを持っていないため
3. 保存処理薬剤の注入処理を外注するルートを持っていないため
4. 木製外構の維持管理に関する情報をあまり持っていないため
5. 防火・防災に関する条例や行政指導で木製外構が規制を受ける可能性があるため
(当該案件が所在する市町村名：_____)
6. 特段の理由はない
7. その他 ()

⑫ (上記⑧で”3” ”4” ”5”を選択した方は回答) 今回、貴社が木製外構にチャレンジすることになった動機は何ですか。(複数回答可)

1. 流通業者から勧誘されたため
2. 製材業者から勧誘されたため
3. 耐久性を有する処理木材の製造業者^(注6)から勧誘されたため
4. 木製外構事業にもともと興味があったため
5. 木製外構では他資材由来の外構と比較して軽量なため倒壊によって怪我をする危険性が相対的に少ないため
6. 他社との差別化のため
7. 国産材を使った新たな商品開発に興味があったため
8. 住宅等の躯体工事以外での収益源の開拓のため
9. その他 ()

注6：以降では「注入業者」と略します。

⑬ 本報告書の実証対象施設では、どのような点を重視しましたか。(複数回答可)

1. 木製外構の設計・施工ノウハウの収集
2. 木製外構の事業性(収益性)の見極め
3. 木製外構事業への参入障壁の見極め
4. 耐久性を有する処理木材の調達ルートの開拓
5. 保存処理薬剤の注入処理を外注するルートの開拓
6. 木材保護塗料や表面処理薬剤の調達ルートの開拓
7. 合法伐採木材の調達ルートの開拓
8. 木製外構のパッケージ商品の開発
9. 新たなデザインの試行
10. 国産材を使った新たな木製外構の開発
11. 住宅用以外の新たな用途に対応した木製外構の開発
12. 現場施工の工期短縮や省施工性の試行
13. 新たな木材保護塗料や表面処理薬剤の試行
14. その他 ()

3. 「耐久性を有する処理木材」について

⑭ 本報告書の実証対象施設において、耐久性を有する処理木材の使用に際して、どのようなことに困りましたか。(複数回答可)

1. 必要な量の耐久性を有する処理木材を調達できず困った
2. 木材への保存処理薬剤の注入処理を外注しようとしたが、外注先からは業務多忙を理由に断られて困った
3. 耐久性を有する処理木材の納期が通常以上に延びて困った
(通常の納期：発注から現場納入まで平均_____営業日要する)
4. 木材への保存処理薬剤の注入処理を外注したが、その納期が通常以上に延びて困った(通常の納期：発注から現場納入まで平均_____営業日要する)
5. 耐久性を有する処理木材の単価が前年同月と比較して明らかに値上がりして困った(前年同月比の値上がり率：_____%)
6. 耐久性を有する処理木材の単価の見積もりを取った後で急に値上がりして困った(見積もり後の値上がり率：_____%)
7. 木材への保存処理薬剤の注入処理を外注したが、その単価が前年同月と比較して明らかに値上がりして困った(前年同月比の値上がり率：_____%)
8. 木材への保存処理薬剤の注入処理を外注したが、その単価の見積もりを取った後で急に値上がりして困った(見積もり後の値上がり率：_____%)
9. 一般の木材製品と比べて耐久性を有する処理木材の単価が高く施主の理解を得られにくくて困った
10. 耐久性を有する処理木材を使用したけど特段困ったことはない
11. 耐久性を有する処理木材を使用していない
12. その他 ()

⑮ 昨年度(2020年度)以前の木製外構施設の案件において、耐久性を有する処理木材の使用に際して、どのようなことに困りましたか。また、それはいつ頃でしたか。(上記⑧で"5"を選択した方は回答不要)(複数回答可)

1. 必要な量の耐久性を有する処理木材を調達できず困った
(いつ頃? : _____年度)
2. 木材への保存処理薬剤の注入処理を外注しようとしたが、外注先からは業務多忙を理由に断られて困った(いつ頃? : _____年度)
3. 耐久性を有する処理木材の納期が通常以上に延びて困った(いつ頃? : _____年度)(通常の納期：発注から現場納入まで平均_____営業日要する)
4. 木材への保存処理薬剤の注入処理を外注したが、その納期が通常以上に延びて困った(いつ頃? : _____年度)
(通常の納期：発注から現場納入まで平均_____営業日要する)
5. 耐久性を有する処理木材の単価が前年同月と比較して明らかに値上がりして困った(いつ頃? : _____年度)(前年同月比の値上がり率：_____%)
6. 耐久性を有する処理木材の単価の見積もりを取った後で急に値上がりして困った(いつ頃? : _____年度)(見積もり後の値上がり率：_____%)
7. 木材への保存処理薬剤の注入処理を外注したが、その単価が前年同月と比較して明らかに値上がりして困った(いつ頃? : _____年度)

(前年同月比の値上がり率： _____ %)

8. 木材への保存処理薬剤の注入処理を外注したが、その単価の見積もりを取った後で急に値上がりして困った(いつ頃? : _____ 年度)
(見積もり後の値上がり率： _____ %)
9. 一般の木材製品と比べて耐久性を有する処理木材の単価が高く施主の理解を得られにくくて困った
10. 耐久性を有する処理木材を使用したけど特段困ったことはない
11. 耐久性を有する処理木材を使用しなかった
12. その他 (_____)

- ⑯ 耐久性を有する処理木材の調達において、何か工夫した点がありましたら具体的に記載してください。(自由記載)

【具体的に記載してください】

例えば、流通業者や保存処理薬剤の注入処理を行う業者に対して近いうちに発注するかも知れないことを通知した、あるいは、耐久性を有する処理木材の納期や単価を事前に流通業者に確認した、など具体的に記載してください。

4. 施主とのコミュニケーションについて

⑰ 本報告書の実証対象施設となった施主からは、当初、どのような要望がありましたか。(複数回答可)

1. 当初は他資材由来の外構を要望したが本事業の実証対象施設に採択されると助成金を受けることができるため木製外構に変更
2. 施主から特段の要望はなかったが本事業の実証対象施設に採択されると助成金を受けることができるため木製外構とすることに同意
3. (助成金の有無に関わらず) 当初から木製外構とすることを要望
4. (助成金の有無に関わらず) 当初から地元産の木材を利用した外構を要望
5. 当初から周囲の景観にマッチした外構を要望
6. 当初から維持管理が不要または簡易な外構を要望
7. 当初から外構施設が倒壊した時に怪我をする危険性が少ない外構を要望
8. その他 ()

⑱ 上記⑰での施主の反応を踏まえて、貴社は、どのような点を施主に説明 (PR) して、木製外構とすることにご納得いただきましたか。(複数回答可)

1. 他資材由来の外構と比較して木製外構は軽くて柔らかいことや手触りが良いことといった「木の良さ」を説明
2. 木製外構が持つイメージの柔らかさを説明
3. 木製外構は自然が多い景観とマッチしやすいことを説明
4. 木製外構では他資材由来の外構と比較して軽量なため倒壊によって怪我をする危険性が相対的に少ないことを説明
5. 外構に地元産の木材を利用することによる地域経済の活性化を説明
6. 外構に地元産の木材を利用することによる森林資源の循環利用への貢献を説明
7. 外構に地元産の木材を利用することによる地球温暖化防止への貢献を説明
8. その他 ()

⑲ 本報告書の実証対象施設の施主に木製外構について説明する際にどのような情報を活用しましたか。(複数回答可)

1. Woody Exterior Works (外構部の木質化施工事例集)
2. Love Kinohei のホームページ
3. 自社で作成した施工事例集や写真集などの説明資料
4. 注入業者や処理木材供給事業者が作成した資料やパンフレット
5. その他 ()

5. 貴社における木製外構事業の今後の展開について

⑳ 補助事業の有無に関わらず、木製外構事業を今後積極的に展開したいですか。

1. 耐久性を有する処理木材を使用したものを取り扱って積極的に展開したい
→㉑へ
2. 木材保護塗料や表面処理薬剤を塗布した木材を使用したものを取り扱って積極的に展開したい →㉑へ
3. あまり積極的に展開しないが施主の求めがあれば耐久性を有する処理木材を使用したもので対応したい →㉒へ
4. あまり積極的に展開しないが施主の求めがあれば木材保護塗料や表面処理薬剤を塗布した木材を使用したもので対応したい →㉒へ
5. その他 ()

㉑ 上記㉒で”1”または”2”を選択した理由は何ですか。(複数回答可)

1. 木製外構が施主から好評だったため
2. 木製外構では他資材由来の外構と比較して設計を容易にできたため
3. 木製外構では他資材由来の外構と比較して施工を容易にできたため
4. 木製外構では他資材由来の外構と比較して軽量なので倒壊によって怪我をする危険性が相対的に少ないため
5. 木製外構では他資材由来の外構と比較してコスト面で割安なため
6. これまでは戸建て住宅の外構部が主な市場だったが今後は一般建築物や公共建築物の外構部を新たな市場として開拓できるため
7. 耐久性を有する処理木材の安定的な入手ルートが新たに開拓できたため
8. 保存処理薬剤の注入処理を外注する際の新たなルートが開拓できたため
9. 地元産の木材の利用が好評だったため
10. 施主が維持管理の必要性を容易に受け入れたため
11. 木製外構施工後の維持管理を自社で請け負うことによって将来的な利益確保につながるため
12. 木製外構が施設のイメージアップにつながるため
13. 木製外構事業を展開することが他社との差別化につながるため
14. 特に理由はない
15. その他 ()

②② 上記②①で” 3” または” 4” を選択した理由は何ですか。(複数回答可)

1. 木製外構では維持管理に手間がかかるため
2. 木製外構が施主からあまり好評ではなかったため
3. 木製外構では他資材由来の外構と比較して設計が煩雑だったため
4. 木製外構では他資材由来の外構と比較して施工が煩雑だったため
5. 他資材由来の外構の方が耐久性の面で優れているため
6. 木製外構では他資材由来の外構と比較してコスト面で割高なため
7. 木製外構に使用する木材、耐久性を有する処理木材、木材保護塗料、表面処理薬剤の保管(在庫管理)に手間がかかるため
8. 耐久性を有する処理木材や、木材保護塗料または表面処理薬剤を塗布した木材の耐用年数が短いため
9. 耐久性を有する処理木材の納期、あるいは、保存処理薬剤の注入処理の納期が守られず信頼を損ねたため
10. 木材保護塗料や表面処理薬剤の塗布を外注したが納期が守られず信頼を損ねたため
11. 特に理由はない
12. その他 ()

②③ (本報告書の実証対象施設の施主に限らず) 施主の木製外構に対する関心についてどのように感じますか。

1. とても高まっていると思う
2. 高まっていると思う
3. あまり高まっているとは思わない
4. 高まっているとは思わない
5. 施主側に木製外構が良く知られていないのでどちらとも言えない

②④ (本報告書の実証対象施設の施主に限らず) 施主に対して木製外構をお勧めする際にどのような資料があると役立ちますか。(複数回答可)

1. 木製外構の事例集
2. 木製外構のメリット・デメリットの説明資料
3. 木製外構の維持管理方法の説明資料
4. 写真等による経年変化の説明資料
5. 特にない
6. その他 ()

6. 森林資源の循環利用に向けた取り組みについて

②5 貴社は、日本の森林資源の循環利用に貢献するために、どのようなことを行っていますか。(複数回答可)

1. 日本の森林資源の現状を施主に説明している
2. 自社が国産材を積極的に使用していることをアピールしている
3. 施主に対して国産材を使用した商品を優先的に提案している
4. 国産材を利用した商品の開発に取り組んでいる
5. 地域材の利用を促進する協議会の設立、運営に参加している
6. 施主向けの森林体験を開催したり、イベントに勧誘をしたりしている
7. 自ら森林整備を行っている
8. その他 ()

7. 合法伐採木材の普及について

②6 本事業で使用できる木材は、合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律(以下、「クリーンウッド法」という。)に基づき合法性が確認された「合法伐採木材」に限定していますが、貴社では「合法伐採木材」という用語をご存じでしたか。

1. 知っていた(知った時期: _____ 年度)
2. 知らなかった
3. その他 ()

②7 クリーンウッド法では、登録木材関連事業者に対して、取り扱う木材等について、木材が伐採された国の法令に適合して伐採されたことの確認を求めており、海外から輸入される木材についても「合法性伐採木材」であることが求められますが、ご存じでしたか。

1. 知っていた(知った時期: _____ 年度)
2. 知らなかった
3. その他 ()

②8 (クリーンウッド法に基づく登録木材関連事業者から調達された方のみお答えください。)登録木材関連事業者から合法伐採木材を調達して変わったことは何ですか。

1. 合法伐採木材の確認・調達が容易にできるようになった
2. 合法性の証明が明確になった
3. 特に変わったことはない
4. その他 ()

- ②⑨ (本事業期間中に実証事業者が新たにクリーンウッド法に基づく登録木材関連事業者になった場合にのみお答えください。) 登録関連事業者となって変わったことは何ですか。

1. 合法伐採木材を利用する企業として施主にアピールできた
2. 合法伐採木材の調達方法・確認の仕組みが確立できた
3. 特に変わったことはない
4. その他 ()

8. 木製外構に用いた部材の調達先、加工処理先、施工の流れについて

- ③⑩ 本設問では、耐久性を有する処理木材および木材の購入、保存処理薬剤の注入処理、実証対象施設の施工、および、木材保護塗料や表面処理薬剤の塗布といったモノとサービスの流れについてお伺い致します。これらの流れを概略的に表わしたフロー図「A1」～「C3」のうち、本報告書の実証対象施設に最も良く当てはまるものをひとつ選んで、製材業者、注入業者、流通業者の会社名をご記入ください(備考5)。もし当てはまるものが無ければ「D」を選択し、その上で「A1」～「C3」のフロー図を参考にしてモノとサービスの流れの概略を記述してください。

備考1: 耐久性を有する処理木材と、木材とを組み合わせて使用した場合は、耐久性を有する処理木材のみを対象としてお答えください(例: 地際又は基礎に接する支柱に耐久性を有する処理木材を使用し、目隠し板等に木材保護塗料や表面処理薬剤を塗布した木材を使用した場合など)。

備考2: 耐久性を有する処理木材、ないしは木材が、貴社に納入されるより前の流れについても、納入業者に問い合わせる等して確認してください。

備考3: 耐久性を有する処理木材、ないしは木材の購入に際して、複数の業者から購入した場合は、最も購入量が大きかった業者との取引を対象としてください。

備考4: もし会社名の記入に差し障りがあれば会社名のイニシャルをご記入ください(例: 社名が林野製材所(株)であれば「R」と記入)。

A 1 耐久性を有する処理木材購入型 (注: 申請者が、耐久性を有する処理木材を流通業者から購入して、それを主に使って、実証対象施設を施工した場合をいう。使用した耐久性を有する処理木材に木材保護塗料や表面処理薬剤を塗布した場合も含む。)

A 2 耐久性を有する処理木材購入型(直販) (注: 申請者が、耐久性を有する処理木材を注入業者から購入して、それを主に使って、実証対象施設を施工した場合をいう。使用した耐久性を有する処理木材に木材保護塗料や表面処理薬剤を塗布した場

合も含む。)

B 1 注入処理外注型（流通製材品利用） （注：申請者が、流通業者から購入した木材を使用して、注入業者に外注して薬剤等注入を行って製造した耐久性を有する処理木材を主に使って、実証対象施設を施工した場合をいう。使用した耐久性を有する処理木材に木材保護塗料や表面処理薬剤を塗布した場合も含む。）

B 2 注入処理外注型（他社製材品利用） （注：申請者が、製材業者から購入した木材を使用して、注入業者に外注して薬剤等注入を行って製造した耐久性を有する処理木材を主に使って、実証対象施設を施工した場合をいう。使用した耐久性を有する処理木材に木材保護塗料や表面処理薬剤を塗布した場合も含む。）

B 3 注入処理外注型（自社製材品利用） （注：申請者が、原木市場で丸太を購入し、自社で丸太から製材した木材を使って、注入業者に外注して薬剤等注入を行って製造した耐久性を有する処理木材を主に使って、実証対象施設を施工した場合をいう。使用した耐久性を有する処理木材に木材保護塗料や表面処理薬剤を塗布した場合も含む。）

C 1 保護塗料等塗布型（流通製材品利用） （注：申請者が、流通業者から購入した木材を使用して、実証対象施設を施工して、それに木材保護塗料や表面処理薬剤を塗布した場合をいう。）

C 2 保護塗料等塗布型（製材品直販） （注：申請者が、製材業者から購入した木材を使用して、実証対象施設を施工して、それに木材保護塗料や表面処理薬剤を塗布した場合をいう。）

C 3 保護塗料等塗布型（自社製材品利用） （注：申請者が、原木市場で丸太を購入し、自社で丸太から製材した木材を使用して、実証対象施設を施工して、それに木材保護塗料や表面処理薬剤を塗布した場合をいう。）

D その他 （注：上記のいずれにも当てはまらない場合は「A1」～「C3」のフロー図を参考にしてモノとサービスの流れの概略を記述してください。）

9. その他ご意見・ご要望（自由記載）

【具体的に記載してください】

記入項目は以上です。報告書の作成お疲れさまでした。
最後に記入漏れがないかご確認ください。

様式8号(外構部の木質化対策支援事業(外構実証型事業)公募及び実施要領 第17関係)

令和 年 月 日

外構実証型事業助成金交付決定通知書

会社名
代表者名

全国木材組合連合会
会長 松原 正和

御社の外構実証型事業に係る助成金の交付の申請について、下記金額で交付決定がされましたので通知します。

この金額に基づき全国木材協同組合連合会に、この通知書の発出日から2週間以内に請求書を提出して下さい。

利用者番号	
実証対象施設	
助成金交付決定額	万円

以上

様式9号(外構部の木質化対策支援事業(外構実証型事業)公募及び実施要領 第18関係)

令和 年 月 日

外構実証型事業助成金交付請求書

全国木材協同組合連合会
会長 松原 正和 殿

会社名
代表者名

外構部の木質化対策支援事業（外構実証型事業）助成金公募及び実施要領に基づき、下記の助成金を請求します。

利用者番号	
実証対象施設名	
交付決定通知日	
請求金額	万円

以上

